平成２１年（フ）第４５０号
岩手県奥州市水沢区大鐘町２丁目５番地
シャーメゾン・ステラＡ棟201号室
債務者　田村ルリ子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４５４号
盛岡市加賀野１丁目２番46号、旧住所岩手県八幡平市平舘第17地割13番地２の１
債務者　下田めぐみ
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４６２号
盛岡市夕顔瀬町２番３号　コーポフジシマ201号
債務者　中村　良子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第９１号
岩手県北上市藤沢18地割85番地　アーバンハウスＦ・Ｋ102号
債務者　菊池佳奈子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第９３号
岩手県花巻市松園町１丁目３番23号
債務者　高橋沙智子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第９７号
山形県鶴岡市本町３丁目19番28号
債務者　齋藤　　渉
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１１７号
茨城県つくば市下横場277番地92
債務者　木村　祐次
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８９号
茨城県石岡市東光台３丁目１番64号
債務者　小沼賀世子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１９６号
茨城県土浦市神立町3587番地　県営神立南アパート１―101
債務者　久松秀子こと　朴　　秀子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０１号
茨城県土浦市若松町31番４号
債務者　宮河由紀江（旧姓熊上・益子）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２３３号
埼玉県草加市八幡町780番地12
債務者　萬矢　善昭
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３４４号
埼玉県越谷市大字平方1834番地37
債務者　鳥居　國子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３５６号
埼玉県八潮市大字２丁目229番地　フラワーパレス102
債務者　小川　綾子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３６３号
埼玉県三郷市高州１丁目58番地１　大山マンション103
債務者　佐野美代子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３６４号
埼玉県三郷市彦糸１丁目170番地１　グリーンハイツ101
債務者　鈴木かおる
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
千葉県四街道市栗山233番地17
債務者　中村　圭子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２５２号
千葉県佐倉市春路１丁目８番地４
債務者　海宝　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部